

①生産性向上設備投資促進税制（新設）

「先端設備」の導入等で特別償却等を適用

▼一定規模の「先端設備」や、「生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備」を取得し事業の用に供した場合、特別償却または税額控除の選択適用可能

◀特別償却▶

	平成25年度中（注）～平成27年度	平成28年度
償却額	即時償却	50%
（うち建物、構築物）	即時償却	25%

選択

◀税額控除：法人税額の20%を上限▶

	平成25年度中（注）～平成27年度	平成28年度
控除割合	5%	4%
（うち建物、構築物）	3%	2%

（注）産業競争力強化法（案）の施行日から適用

・先端設備（ソフトウェア以外は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの）

種類	取得価額	販売開始 （最新モデル）	用途・細目
機械装置	160万円以上	10年以内	限定なし
工具	120万円以上	4年以内	ロール
器具備品		6年以内	試験・測定機器、 サーバー用パソコン※など
建物		14年以内	断熱材および断熱窓
建物付属設備			照明設備など
ソフトウェア※	70万円以上	5年以内	稼働状況等を分析等するもの

※中小企業者等のみ適用可

・生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備（改善設備）

経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された設備（機械装置、工具、器具備品、建物、建物付属設備、構築物およびソフトウェア）で投資利益率が15%以上（中小企業者等は5%以上）のもの

減税の内容や適用条件などを図説！

税制改正大綱では こんな投資減税措置が 盛り込まれている



税理士法人おおか 木村英幸
税理士

10月1日に発表された「民間投資活性化等のための税制改正大綱」。本稿では、この大綱の中で中小企業にとって重要となる改正項目を取り上げて、図解で見ていく。

デフレからの早期脱却と経済再生の実現、財政健全化を喫緊の課題に掲げ、安倍政権では「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」という「三本の矢」を一体として強力に推進している。

そのような中、今年10月1日に、自民党と公明党から「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が公表された。大綱には、中小企業向けの数多くの減税措置が盛り込まれている。

産業競争力強化法(案)の施行日が影響する改正が多い

本来は予算編成過程で同時に税制改正について決定するのだが、今般の改正は同日に決定された2014年（平成26年）4月からの消費税率8%への引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、通常の年度改正から切り離して前倒して決定されたものとなる。国会で与党が過半数を占めている状況から、大綱に記載されている内容はほぼ予定どおり実現するもの

と考えられる。

今回のポイントは、改正内容の多くが、産業競争力強化法（案）の施行日から遡及適用されることとなっている点だ。産業競争力強化法（案）は、10月15日に閣議決定され、第185回臨時国会に提出されることとなった。同法（案）は、年内に国会審理され、平成26年1月以降に施行予定となる。

このため実際に税額控除等ができるのは、平成26年4月1日を含む事業年度となるのが予定されている。したがって、3月決算である法人の場合には、平成26年4月1日開始事業年度から適用開始となる予定であるので、十分に注意されたい。

なお、年末に向けて、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止、法人実効税率の引下げ、自動車取得税および自動車重量税の見直しなど、平成26年度税制改正として行うべき措置等については引き続き検討を進めることとされている。これらの税制改正にも注意を払っておきたい。